

病気の治療を受けながら 安心して働ける職場環境を作りましょう

治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が増悪することがないよう、治療と職業生活の両立のために必要となる一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、労働者の健康確保対策として位置づけられます。



病気でも働きたい。

——— そんな働く人の気持ちを応援したい。———



始まっています。「治療と職業生活の両立支援」



独立行政法人 労働者健康安全機構

宮城産業保健総合支援センター

〒980-6015 仙台市青葉区中央4丁目6番1号 SS30 15階

TEL 022-267-4229 FAX 022-267-4283

E-mail sanpo04@miyagis.johas.go.jp

無理なく働ける できる理想社会へ

**仕事は、大切な自己実現の場。
がんになっても諦めないでほしい。**

現在、がんと診断された患者さんのうちの約4割が、宣告後2週間以内の、まだ治療がスタートしていないタイミングで会社を辞めています。がんという病気は重篤な印象が強いため、患者さんご本人にもまだ、仕事と

る仕事は、なくてはならない要です。
病気であっても働くことができるか否かは、まさに患者さんのQOL (Quality of Life / 生活の質) の維持・向上に直結する問題です。
がん以外にも、糖尿病



独立行政法人
労働者健康安全機構理事長

有賀 徹

1976年東京大学医学部卒、同大学脳神経外科入局。脳神経外科と救急医療を学んだ後、公立昭和大学病院の救命救急センター設立・運営に尽力。昭和大学病院院長などを経て、2016年4月、独立行政法人労働者健康安全機構理事長に就任。

**働く患者に寄り添う「健康経営」が
企業メリットにもつながるはず。**

今、企業が従業員の健康に配慮することで経営的にも大きな成果が期待できるという考え方に基づいた『健康経営』に注目が集まっています。超高齢社会を迎え、労働力人口が減少していく中で、『健康経営』は必ず

至らないケースがあります。そこで当機構ではマニュアルを作成することにも研修会を実施し、医師や看護師、医療ソーシャルワーカーなどにも幅広く、両立支援の認知を広めていく取り組みをしております。

や企業の社会的価値を向上させ、優秀な人材確保や利益拡大といった経営メリットに貢献するはずです。このガイドラインには、医療・患者・企業が情報共有するための様式例も記載されていますから、ぜひ積極的に役立てていただきたいと思います。

長年、医療現場の第一線にいて感じるのは、『長生きしたい、働きたい』という強い意志は治療にも良い効果を及ぼすということ。ですから患者さんには、仕事を諦めずに実際にその気持ちを家族や医師に伝えていただきたいと思います。そして、企業経営者側にも『治療と仕事の両立』の社会的価値を理解し、サポートにあたっていたきた

『がん治療と仕事の両立』における最大の課題は、これが積極的に行っ

がんになっても 治療と仕事を両立

両立していくイメージがわからないことが多いかもしれません。けれども、患者さんご本人やご家族には、ぜひこの意識をあらためていただきたいと思います。

がんにかかったとしても、患者さんご本人の人生はこの先5年、10年と続いていきます。そうなったときに、生活費や治療費を稼ぐ手段として重要なだけでなく、自己実現の一つとして人生の意義を感じることのでき

や高血圧などで、治療を受けながら仕事を続けるというケースは多々あります。しかし、注射や薬を用いて自分で処置が可能なこうした疾病以上に、より多くの周辺サポートが必要となるのががんという病気の特性です。これからますます医療現場、患者ご本人とご家族、そして企業経営側の三者における相互理解と連携を深めていかなく

ていくべきものだという認識が広まっていらない現状ではないでしょうか。医療現場ですら、労災病院以外では、まだがん治療と仕事の両立をサポートするという発想にまで

いと思います。がんになっても無理なく働き続けられる社会は、患者さんにとって大きな心の支えになるとともに、日本の理想社会の礎にもなるのですから。

事業場における治療と職業生活の
両立支援のためのガイドライン

平成28年2月
厚生労働省

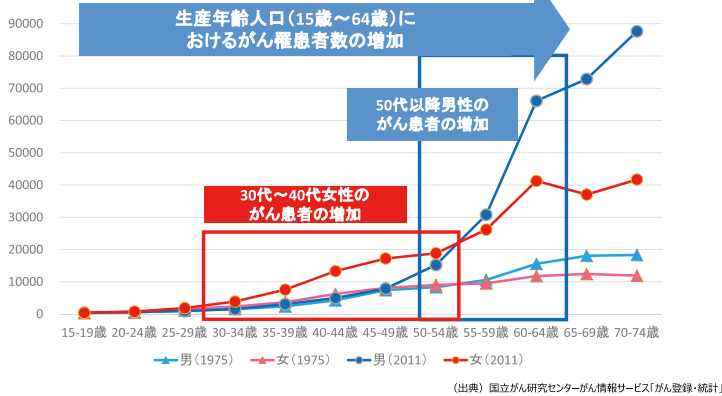
その昔、『不治の病』とされていたがんですが、近年では検査・治療技術の目覚ましい発展により、がん患者の生存率が向上しています。がんにかかった患者の5年後の生存率を見る「5年相対生存率」は平成5～8年の53.3%から、平成18～20年には62.1%にまで増加※（※地域がん登録に基づき、国立がん研究センターがん対策情報センター集計）。がんはもはや『長くつき合っていく病気』となっているのです。こうした現状から今、がん治療と仕事の両立に注目が集まっています。

しかし、がん治療においては入院や通院、療養のための時間確保が必要になる上、それぞれの症状や治療の副作用によって一時的に業務遂行能力が低下する可能性があるため、それらに配慮した職場環境や制度の整備は、雇用側である企業経営者にとって、大きな課題となります。

こうした流れを見据え、厚生労働省は平成28年2月に『事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン』を発表。ここには、がんばかりでなく、脳卒中や心疾患、糖尿病など、治療が必要な疾病を抱えた労働者に対し、就業上の措置や治療への配慮などが適切に行われるよう、企業側の取り組み方がまとめられています。

治療と職業生活の両立を巡る状況

性別・年齢別がん罹患数

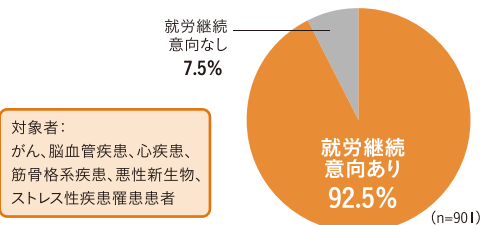


2人に1人が『がん』に罹患すると推計されており、非常に身近な疾患となっています。

男性は45歳頃、女性は35歳頃からがん罹患のリスクが上昇、これは働く世代に相当します。

がん患者は増加しており、うち3人に1人は就労可能年齢で罹患しています。

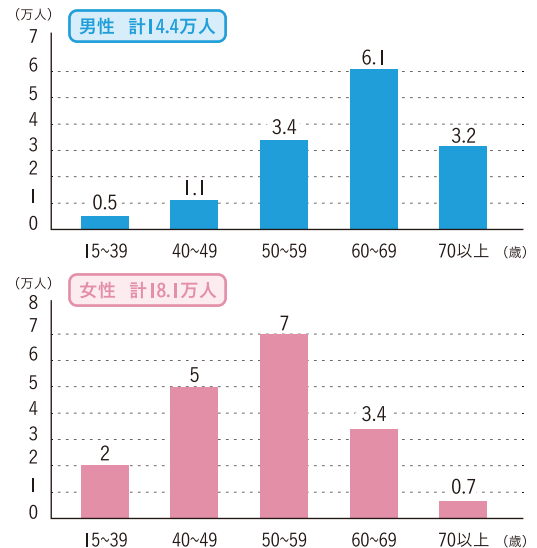
■がんなどの患者の就労意向



「治療と職業生活の両立等の支援対策事業 アンケート調査」2013年9～10月
(厚生労働省委託 みずほ情報総研)

病気であっても仕事を続けたい人は92.5%。

■仕事をもちながら悪性新生物で通院している者



仕事をもちながら、がんの通院治療を行っている患者数は平成22年のデータで32.5万人いるとされています。

その理由は、家計の維持や治療代のため、働くことが生きがいであるためなど、さまざまです。



労働者、事業者が感じる課題等

労働者が必要だと感じる支援

体調や治療の状況に応じた柔軟な勤務形態 (47.8%)

第1位

治療・通院目的の休暇・休業制度等 (45.2%)

第2位

休暇制度等の社内の制度が利用しやすい風土の醸成 (35.0%)

第3位

働く人に配慮した診療時間の設定や治療方法の情報提供 (28.0%)

第4位

病気の予防や早期発見、重症化予防の推進 (26.0%)

第5位

事業者が困難や課題と感到ること

代替要員の確保 (51.3%)

病状の悪化や再発予防の対策 (42.0%)

復職可否の判断 (41.5%)

復職後の適正配置の判断 (38.2%)

柔軟な勤務形態の整備 (36.0%)

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

両立支援のための事業場が取り組むべき内容を丁寧に紹介しています。

がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他の難病など、反復・継続して治療が必要となる疾病が対象となります。

ガイドラインのねらい

- 事業者や事業場関係者に、疾病を抱える労働者の現状と、治療と職業生活の両立を進めることの意義についての理解を広める。
- 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立について、対応の仕方が分からない企業が多いため、具体的な対応手順・方法を提示し、取組の促進を図る。
- 主治医が就業上の措置等について判断できるよう、患者の仕事の情報が主治医に伝わるようにすると同時に、就業上の措置等に関する主治医の意見が事業場側に伝わるようにすることで、スムーズな情報のやりとりを図り、両立支援が円滑に進むようにする。
⇒情報のやりとりのための様式例を示し、医療機関側の理解・協力を求める。

がんに関する留意事項

- 治療の長期化や予期せぬ副作用による影響に応じた対応の必要性
- がんの診断を受けた労働者のメンタルヘルス面へ配慮

治療と職業生活の両立支援を進めることの意義

■事業者にとっての意義

労働者の健康管理という位置づけとともに、人材資源の喪失防止、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上、さらには、「健康経営」や社会的責任（CSR）、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現といった意義もあります。これらは、投資家や労働市場で評価される要素でもあります。

■労働者にとっての意義

疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることなく、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まります。

■医療関係者にとっての意義

仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、適切な疾病の治療が可能となります。

■社会的な意義

がん等の疾病にかかった方に対しても、働きたいと思っている方が働ける環境を提供することは、「全ての人が各々活躍できる社会」の実現につながります。

治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

① 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

衛生委員会等の調査審議を行い、事業者としての基本方針や具体的な対応方法等の事業場内ルールを作成、労働者に周知。

② 研修等による両立支援に関する意識啓発

当事者やその同僚となりうる全ての労働者等に対して研修等を通じて意識啓発。

③ 相談窓口の明確化等

労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口及び情報の取扱い等を明確化。

④ 休暇・勤務制度の整備

短時間の治療が定期的に繰り返される場合等に対応できる休暇・勤務制度を検討・導入。

【休暇制度】 時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇

※時間単位の年次有給休暇がある企業割合：16.2%（平成27年就労条件総合調査）

※病気休暇制度がある企業割合：22.4%（平成25年就労条件総合調査）

【勤務制度】 短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤制度、試し出勤制度

※短時間勤務制度を導入している企業割合：14.8%（平成26年雇用均等基本調査）

※在宅勤務（テレワーク）を導入している企業割合：11.5%（平成26年通信利用動向調査）

⑤ 支援を求める申出があった場合の対応手順、関係者の役割の整理

労働者から支援を求める申出があった場合に円滑な対応ができるよう、労働者本人、人事労務担当者、上司・同僚等、産業医や保健師、看護師等の産業保健スタッフ等の関係者の役割と対応手順をあらかじめ整理。

⑥ 関係者間の円滑な情報共有のための仕組みづくり

主治医に対して業務内容等を提示するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式を整備。

⑦ 両立支援に関する制度や体制の実効性の確保

日頃から全ての労働者に対して、制度、相談窓口の周知を行うとともに、管理職に対して、労働者からの申出、相談を受けた際の対応方法や、支援制度・体制について研修等を行う。

⑧ 労使の協力

制度・体制の整備等に向けた検討を行う際には、衛生委員会等で調査審議するなど、労使や産業保健スタッフが連携し、取り組むことが重要。

個別の両立支援の進め方

① 労働者が事業者へ申出

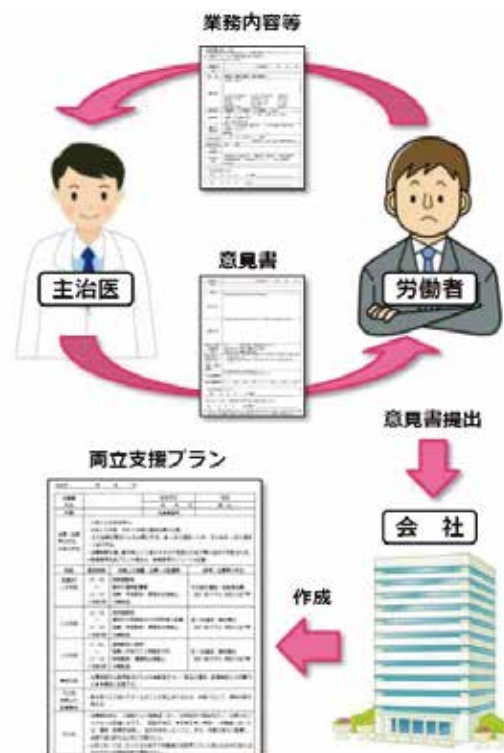
- 労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供
- それを参考に主治医が、症状、就業の可否、作業転換等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した意見書を作成
- 労働者から、主治医の意見書を事業者に出す

② 事業者が産業医等の意見を聴取

③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

事業者は、主治医や産業医の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就労の可否、就業上の措置（作業転換等）、治療への配慮（通院時間確保等）の内容を決定・実施

※「両立支援プラン」の作成が望ましい



宮城産業保健総合支援センターでは、
「事業場における治療と職業生活の両立支援」をお手伝いします。

セミナー・研修の実施

事業者が参集する場にセミナー講師が訪問し、
「事業者を対象としたセミナー」を実施します。

「産業保健スタッフ向けの専門的研修」を定期的に開催しております。

受講の申し込みはホームページよりお願いします。

宮城産保で検索



相談対応

電話・面談等により、治療と職業生活の両立支援に関する事業者・患者（労働者）等からの相談に応じます。

電話 022-267-4229

患者（労働者）からの相談は、
東北労災病院
地域医療連携センター
でも受け付けております。（平日午前）

電話 022-275-1111（代表）

個別訪問支援

両立支援に精通したスタッフ（社会保険労務士・MSW・保健師等）が事業場を訪問し、「治療と職業生活の両立支援に関する制度導入の支援」を実施します。

また、「管理監督者等に対する意識啓発のための教育」も実施します。

個別調整支援

患者（労働者）又は事業者等からの申出により、事業者と患者（労働者）の間の仕事と治療の両立に関する支援調整を行い、「就業上の措置」、「両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成等」について助言・支援を実施します。

提供するサービスはすべて無料です

治療と職業生活の両立支援申込書

平成 年 月 日

事業場名					
業種		事業内容		労働者数	人
所在地	〒				
	T E L			F A X	
担当者	部署名			氏 名	
	E-mail				
	職 種	☐ 産業医 ☐ 保健師・看護師 ☐ 事業主 ☐ 労務管理担当 ☐ 衛生管理者 ☐ 労働者（患者） ☐ その他			

希望する支援内容 ☐にチェックを入れ、希望する番号に○印を付けてください。

- 啓発セミナー（事業者が参集する場にセミナー講師を無料で派遣します）
 - * ガイドライン等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーです。
 - 個別訪問支援（専門スタッフを無料で派遣します）
 - * 担当者が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入等についてアドバイスします。
 - 1 管理監督者向け両立支援教育（事業場の管理監督者や労働者等に対し、意識啓発を行うセミナー）
 - 2 事業場内体制の整備
 - 3 事業場内規程等の整備
 - 4 事業場の勤務、休暇制度の整備
 - 5 両立支援の進め方
 - 6 両立支援に係る情報提供
 - 7 その他（具体的に：_____）
 - 個別調整支援（ご本人の同意が必要です）
 - * 事業場と労働者（患者）間の、仕事と治療の両立についてアドバイスします。
 - 1 労働者（患者）との治療に対する配慮の検討
 - 2 両立支援の進め方
 - 3 両立支援プランの作成
 - 4 職場復帰支援プランの作成
 - 5 主治医等への相談
 - 6 就業上の措置についての検討
 - 7 その他（具体的に：_____）

【申込先】独立行政法人労働者健康安全機構 宮城産業保健総合支援センター

FAX : 0 2 2 - 2 6 7 - 4 2 8 3

※申込書受理後、当センターからご連絡いたします。

※この用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。